

平成 年分 個別評価申出書

整理簿

※

<p>_____ 税務署長</p> <p>〒 _____</p> <p>令和 ____年 ____月 ____日 申出者 住所(所在地) _____ (納税義務者)</p> <p>氏名(名称) _____</p> <p>職業(業種) _____ 電話番号 _____</p> <p>相続税等の申告のため、財産評価基準書に「個別評価」と表示されている土地等を評価する必要があるため、個別評価について次のとおり申し出ます。</p>				
1 個別評価を必要とする理由	<p><input type="checkbox"/> 相続税申告のため(相続開始日 ____年 ____月 ____日)</p> <p><input type="checkbox"/> 贈与税申告のため(受贈日 ____年 ____月 ____日)</p> <p>被相続人 又は贈与者 (住所 _____)</p> <p>氏名 _____</p> <p>職業 _____</p>			
2 評価する土地等の所在地、状況等	別紙1「個別評価により評価する土地等の所在地、状況等の明細書」のとおり			
3 添付資料	別紙2「個別評価申出添付書類一覧表兼チェック表」のとおり			
4 連絡先	〒 _____	住 所 _____	氏 名 _____	職 業 _____ 電話番号 _____
5 回答書の送付先	<input type="checkbox"/> 申出者に送付	<input type="checkbox"/> 連絡先に送付		
※ □欄には、該当するものにレ点を付してください。				

※印欄は記入しないでください。

## 記 載 方 法 等

この申出書は、課税の対象となる土地等が路線価図に「個別評価」と表示されている地域、又は評価倍率表に「個別」若しくは「個」と表示されている地域に存するため、評価をすることができない場合に、個別にその土地等の評価を申し出るときに使用します。

1 この申出書は、相続税又は贈与税の申告のため、路線価図に「個別評価」と表示又は評価倍率表に「個別」若しくは「個」と表示されている土地等を評価することが必要な場合に提出してください。  
なお、申出書を提出した場合でも、相続税又は贈与税の申告のためと認められない場合には、回答をしないこととなりますので留意してください。

2 この申出書は、原則として納税地を所轄する税務署に提出してください。

3 評価する土地等の所在地、状況等については、「別紙1 個別評価により評価する土地等の所在地、状況等の明細書」に記載してください。

(1) 「土地等の所在地及び地積〔住居表示〕」欄は、個別評価により評価する土地等（従前地）の所在地を1画地ごとに記載してください。

(2) 「土地等の利用者名、利用状況」欄の利用状況は、「宅地（自用地）」、「宅地（貸地）」などと記載してください。

(3) 「仮換地の指定の有無及び指定日」欄は、該当するものを○で囲んでください。

また、仮換地の指定がある場合は、その指定日を記載してください。

(4) 仮換地の指定がある場合は、「仮換地の所在地及び地積」欄に仮換地の所在地の街区番号、画地番号及び地積を記載してください。

(5) 「仮換地の使用収益開始の有無」欄は、該当するものを○で囲んでください。

また、使用収益が開始されている場合は、その開始日を記載してください。

(6) 仮換地の使用収益が開始されている場合には、「仮換地の利用者名、利用状況」欄に利用者名、利用状況を記載してください。

(7) 仮換地の使用収益が開始されていない場合には、「使用収益が開始されていない理由及び使用収益に開始予定日」欄に、使用収益が開始されていない理由及び使用収益の開始予定日を記載してください。

(8) 「課税時期における仮換地の造成工事の状況」欄は、相続開始日又は受贈日時点における仮換地の造成工事の状況について該当するものを○で囲んでください。

(9) 「清算金の有無等」欄は、該当するものを○で囲み、有の場合は、交付又は徴収される清算金の額（徴収される場合は金額の頭に△を付してください。）を記載してください。

(10) 「減歩率」欄は、次の算式により計算をした数値（小数点以下第2位未満四捨五入）を記載してください。

$$\text{減歩率} = 1 - \frac{\text{仮換地の地積}}{\text{従前地の地積}}$$

(11) 「評価する土地等の別」欄は、原則として仮換地の指定がされていない場合は従前地の□欄に、仮換地の指定がされている場合は仮換地の□欄にレ点を付してください。

なお、仮換地の指定がされている場合でも、仮換地の使用収益を開始する日を別に定めることとされているため当該仮換地の使用収益を開始することができない場合で、かつ、課税時期において仮換地の造成工事が行われていない場合は、従前地で評価することとなりますので、従前地の□欄にレ点を付してください。

(注) 評価する土地等を従前地、仮換地に相当する価額のいずれで評価をするかについての詳細は、財産評価基本通達24-2<土地区画整理事業施工中の宅地の評価>にてご確認ください。

(12) 「その他（参考事項）」欄には、上記以外に土地の価格に影響を及ぼすと認められる事項がある場合に記載してください。

4 添付書類については、別紙2「個別評価申出添付書類一覧表兼チェック表」により、個別評価により評価する土地等の状況等が分かる資料を添付してください。

5 「5 回答書の送付先」欄は、希望する回答書の送付先にチェックしてください。